

1. はじめに

周知のように、自由主義経済は、「個人の自由（経済的自由）」の尊重を基本理念とし、個々の経済主体の自由な活動に基づいて営まれる経済システムである。この制度を円滑に機能させるには、まず、(1) 個々の経済的自由をいかに保障し実効あるものにするか、(2) 個々の自由な意思決定や活動を公共の利益につなげる制度——換言すれば、個々の活動を相互に調整する仕組み——をいかに形成・維持するかが課題となろう。この点で、現実には、(1) 私有財産権（所有権）の確立と保障、(2) 市場原理・競争原理の活動が大きく貢献している。

とはいえ、所有権者の自由な意思決定と市場原理のみで現実経済の営みにみられる問題をすべて解決しているわけではない。実際には「市場の失敗」が存在するし、市場原理以外の調整メカニズム——協調原理や組織原理に基づく相互調整——が資源配分効率の改善や、競争の場の提供という点で貢献しているという面もある。そして、これらの「市場原理を支える要素」について考察することは、競争政策の方向性を検討するうえでも重要といえよう¹。

本稿では、このような問題意識をもって、自由な意思決定を公共の利益につなげる調整のメカニズムや制度について、新制度学派や進化経済学の視点をとりあげながら考えたい。具体的には、まず、(1) 市場経済での相互調整メカニズムとして、市場取引の役割と自発的取引を可能にする所有権の制度について考察する。次いで、(2) 市場以外の調整メカニズムが生じる要因と協調原理・組織原理による相互調整について検討する。そして、(3) 自発的意思決定による相互調整の可能性とこれに伴う問題を吟味し、市場独占に対する政策のあり方について考察したい。

2. 市場経済における調整のメカニズム

先述のように、市場経済は、人々の自由な意思決定に基づいて営まれる経済体制であり、私有財産制がその根幹を支え、良好な経済成果の実現に奏効している。本節では、まず所有権のもつ経済的意義を確認するとともに、調整メカニズムとしての市場の役割について考察する。そして、市場の限界と組織原理・協調原理に基づく調整メカニズムの役割について検討したい²。

¹ たとえば、*The Antitrust Bulletin*, Vol.51, No.1, 2006 で編まれた特集“Complexity Networks, and the Modernization of Antitrust”は同様の問題意識を反映するものといえよう。

² ここでいう「調整」とは、個々人の自由な意思決定や営みが単なる当事者間の合意というレベルにとどまる状態ではなく、短期もしくは長期的な資源配分の効率化をもたらす社会的厚生を改善を導く状態をいう。以下で検討するように、「調整」の中には協調原理に基づくものも含まれるが、カルテルなどの競争制限的な協調行為とは異なる点、付言しておく。

2-1 所有権の経済的意義と市場の調整メカニズム

端的に言って、所有権とは、財産権の所有者に対し、その排他的利用や他者への譲渡を保障する権利であって、「外部性を内部化」し、市場取引を可能にするために生まれた制度ともいわれる³。つまり、所有権の確立は、自由主義経済での分権的意思決定を実効あるものにするうえで不可欠の要素であり⁴、経済の進歩と効率化の実現という側面でも、(1)有形・無形の財産形成へのインセンティブを与えると同時に、(2)当該資産についてもっとも効率的な形での利用を促すという利点がある。いわば、所有権は、経済的自由を具体化する要素であり、自由主義経済には個々の自由な活動を公共の利益へと導くメカニズムが内在するがゆえに、所有権を保障し、個々の創意工夫に基づく自由な活動を促すべきだと考えられてきた。そして、ここで中心的役割を演じるのが市場メカニズムにはかならない。

相互調整のメカニズムとしての市場の働きは、古くはアダム・スミスが示したところであり、また、ハイエクは、「知識の不完全性」の状況下での経済運営という視点に立って、資源配分の効率化を実現するうえで不可欠となる需給に関するさまざまな情報——いわば、個々の消費者や企業など「現場の人」が所有する形で社会に散在する情報——を活用するには、人々の自由な意思決定を認めるほかはなく、まさに市場での競い合いのプロセスが、主として相対価格の変化を通じてさまざまな知識・情報を発見・伝播する場となっていると指摘している⁵。このような観点に立てば、個々の経済主体に所有権を保障し、その活用・処分を個々の意思決定に基づいて行える環境の形成・維持がまずは重要だといえよう。

2-2 競争原理に基づく調整メカニズムの限界

とはいえ、個人の自由な意思決定はすべて競争原理に基づくわけではないし、競争原理により効率的な資源配分に関する問題が常にうまく解決できるわけではない。人間は本来「競争を指向する本能」と「協調を指向する本能」をあわせもつことを想起すれば⁶、現実には、組織原理・協調原理に基づく意思決定が行われることも多く、そのことが快適な経済環境を築き、良好な成果を実現するケースもあると考えられる⁷。ここでは、その背景と市場原理に代わる調整のメカニズムについて概観しておこう。

競争原理による調整の限界、円滑な市場取引を妨げる要因としては、(1)取引費用が大きい、(2)外部性の存在により所有権が明確でない、(3)所有権は明確であっても、その行使には多大の社会的コストを伴い、市場競争によるロスが大きいことなどがあげられる⁸。

³ Demsetz(1967), “Toward a Theory of Property Rights,” in Medema ed.(1995),pp.207- 219.

⁴ たとえば、Gray(1986), pp.64-66 [邦訳書、pp.97-100] .

⁵ Hayek, “The Use of Knowledge in Society,” in Hayek(1949)を参照。

⁶ 猪木武徳 (1998)「競争社会の二つの顔」(『中央公論』1998年5月号、pp.24-35)、pp.24-25を参照。

⁷ この点に関連して、Simon (2005) では、利他心の存在こそが組織構成の根本にあり、市場原理で説明できる部分は現実の産業社会では小さいかもしれないと指摘している。Simon(2005), pp.98-99.

⁸ その他の要因として、初期配分に格差があり、すべての主体が等しく「競争の場」に立てないこともあげられる。この場合公正な初期配分やセーフティネットの構築が競争原理を活かすため

まず、取引費用についてみよう。周知のように、取引費用は、かつてコースが企業組織が存在する根拠として注目した要素である⁹。その背景には、人間理性の限界 (bounded rationality)、機会主義 (opportunism)、情報の埋没 (information impactedness) という人間行動に不可避の要素関わっている¹⁰。市場取引に多大のコストやリスクが伴う場合には、企業は市場取引以外の取引方法を選択し、効率化を図る。現実企業組織が存在し、また、競争原理のみによらない長期・継続的取引関係が形成されるのは、この種の市場の限界と深く関わっている。

次に、外部性に伴う問題についてみよう。市場取引が可能となるのは、権利関係が明確な場合であって、所有権が取引を可能にするために生じた制度であることはすでに指摘したとおりである。ところが、外部性を伴う場合には、権利関係が不明瞭と成り、所有権の基づく取引が行われず、ただ乗りが生じたり、「コモンズの悲劇」といわれるような過剰消費が生じるなど、効率的な資源配分を実現するのは難しい。この場合には、所有権・権利関係を明確にするためのフォーマルな制度 (法) もしくは慣習や道徳的ルールなどのインフォーマルな制度、当事者間の相互調整が求められる¹¹。

他方、所有権が明確であっても、その所有権の行使が多大な社会的コストを伴う事例としては、業界標準の形成を背景としたボトルネック型独占があげられる。自由な競争的行動がときにロスや混乱を生じる可能性があることは、近年の「渋滞学」の研究成果の中で指摘されており¹²、「出口が狭い」状況下では、相互に譲り合ったり調整役が介在することでスムーズに対応できるという。現実市場で「出口が狭い状況下での競争」の事例としては、多様化に伴う損失や混乱が大きいケースや、業界標準が成立しやすいケースがあげられよう¹³。ここでは、事前に標準となる技術・規格を調整したり、あるいは、ボトルネックとなる施設や技術・情報の共有や共同利用を可能にし、競争の場を形成することで、良好な成果へと導ける可能性がある。

このように、現実の市場経済では、競争原理が効率的な資源配分を促すうえで有用であることはいうまでもないが、その一方で、競争原理に基づく行動では効率的な対処が困難な場合には、組織原理・協調原理による意思決定や行動が選択され、効率化への調整メカニズムが作用しているといつてよい。もっとも、自発的な意思決定では、公共の利益に適う選択が相互になされない場合には、良好な成果へと導くための誘因を与える制度を構築する必要があり、ここに政府の役割がある。政府の役割については、次節で改めて検討す

の課題となる。この問題については、別の機会に改めて検討したい。

⁹ Coase(1937), "The Nature of the Firm," in Coase(1988), Chap.2.

¹⁰ Williamson(1975)

¹¹ たとえば、進化経済学会編 (2006)、p.198を参照。ここでは、「制度」もまた、人間相互の振る舞いに伴う不確実性を減少させ、取引費用を節約するものと位置づけている。

¹² 西成活裕 (2006)『渋滞学』新潮社。

¹³ その他の事例としては、多くの企業が類似の戦略をとり、多様性ではなく同一時限での競争を展開し、パイを奪い合っている状況がある。ここでは、自由放任下では、競争に伴う苦痛を和らげるために、当事者間で協調的行動が指向されやすいが、当然のことながら、この対処方法は適切ではない。多様化を実現するように「出口を広くする」制度形成を試みるべきであろう。

ることとし、以下では、競争原理を補完する自生的秩序としてのビジネス生態系 (business ecosystems) の形成について考察しておこう。

2-3 ビジネス生態系の形成と役割

いうまでもなく、現実の経済は、生物界の連鎖にみられるのと同様に、個々の企業や消費者が相互に結びつき、関わりながら構成されている。「ビジネス生態系」とは、相互補完的な関係にある市場参加者を中心に形成される相互依存的な組織をいう¹⁴。市場が「競争原理」に基づき独立した企業間の資源配分を調整する場であり、また企業組織が取引費用が大きい場合に市場取引を内部化し「組織原理」に基づいて資源配分を行うのに対し、ビジネス生態系は、企業組織よりは緩やかな結合体であって、リーダーとなる企業を中心に補完関係にある企業や市場から構成される。いわば、協業指向的誘因に基づいて自発的意思決定や契約関係によって形成されるネットワークであって、市場・企業組織に告ぐ第三の調整メカニズムと位置づけられよう¹⁵。Moore(2006)によれば、アメリカの歴史を顧みれば、ビジネス生態系は、20世紀前半の自動車産業などに君臨した巨大企業組織がアンバンドルすることによって生じたという。この起源に照らせば、生産系列・流通系列もビジネス生態系の一種と位置づけられるが、これにとどまらず、たとえば、(1) 範囲の経済性を追求して形成されるネットワーク、(2) 金融機関を含めたビジネス・企業を支援するネットワーク、(3) 事実上の業界標準を中心に形成されるネットワークなどもあげられる。いずれも、当事者間に補完関係が存在し、企業組織と同様に、情報を共有したり、外部性を伴う資産や知的財産を共同利用することで、取引費用を節約できる効果をもち、別主体間での交渉過程で陥りやすい「囚人のジレンマ」状態を回避するとともに、正の外部性を生み出すことを背景に形成されたネットワークがビジネス生態系といえるだろう。そして、ビジネス生態系は、緩やかなつながりゆえに、ネットワークの内外に競争が存在する。他社との協調（協業）を指向する営みと、進歩・発展の原動力となる競争原理がともにバランスよく機能するとき、良好な経済成果の実現に資すると考えられる。Moore(2006)では、この場が企業に新しい事業機会を与え、新たなビジネス創造に奏効する点に注目して、ビジネス生態系を経済発展に不可欠な「公共財」と評し、競争原理を支える要因と位置づけている。つまり、事業を立ち上げ発展させるには、4つの要素——(1) 当該事業分野の進化の方向性を示す (campaign) ; (2) 技術標準、インターフェイス、互換性の形成・維持など、各企業が等しい条件の下で事業活動するための基盤の構築する (infrastructure) ; (3) 消費者の利益（選択結果）を反映する (consumer feedback) ; (4) 事業活動を実行するうえで不可欠な資金調達を支える (financing) ——が必要とされるが、ビジネス生態系では、その構成員間の協働（協調原理に基づく相互調整）が生産活動や技術開発の基盤を整える一方で¹⁶、ネットワーク内部やネットワーク間での競争が、消費者・利用者の嗜好やニーズ

¹⁴ たとえば、Gundlach(2006), p.19; Moore(2006).

¹⁵ Moore(2006), pp.72-74.

¹⁶ たとえば、(1) 構成員にとって補完的な設備やシステムを形成したり、(2) 企業どうしの相

を反映させることにより、公益に適った経済の進歩・発展を支える場となっているというのである¹⁷。

それでは、ビジネス生態系は、いかにして形成されるのであろうか。この点を考察するにあたり、ビジネス生態系とは異なる点もあるけれども、われわれの社会の中に存在する「慣習」の形成過程について若干触れておきたい。「慣習」とは、社会の中でさまざまな振り舞いをする人々（時には利害が対立する人々）の相互作用を繰り返しながら自然発生的に生まれ根づいた秩序をいう。Sugden（2004）では、慣習を3つのカテゴリー——調整の慣習、所有の慣習、互酬性の慣習——に分け、さまざまな慣習が人々の自発的意思決定を通じて、社会での営みに伴うさまざまなコストやリスクを軽減するように、相互調整され形成されることを示している。たとえば、雪かきや清掃などコミュニティにおいて公共財となるサービスは、ただ乗りが生じやすいため、相互作用を考慮せず専ら私益を追求する自発的行動によれば、過少生産となると考えられる。けれども、実際にはコミュニティで自発的な活動を通じて快適な生活環境が維持されることも少なくない。これは、一定条件（「相手が協力すれば協力する」「協力しなければ協力しない」という意思決定がコミュニティのメンバーにとって合理的であり、一定規模のメンバーに対し協力せよと指示されている等）の下で互酬性が作用し、メンバーの自発的協力により公共財的サービスを提供するという慣習が成り立つからである。当然のことながら、この意思決定もまた自己の利益追求の結果ではあるけれども、他者との相互作用の中にあっては、不確実性に伴うリスクや闘争による混乱を回避するために相互に協調的な、いわば一種の利他心に基づく意思決定（私的費用と私的便益のみを考慮して自己の利益を最大にする「ただ乗り」を選択するわけではない）がなされるといえよう。慣習とビジネス生態系を比較すると、慣習が意図的に生じたものではないのに対し、ビジネス生態系には意図的な契約に基づいて形成される要素がある点で違いがあるけれども、「所有の慣習」や「互酬性の慣習」にみられるように、利他心的な要素がビジネス生態系の形成にも関わっている。たとえば、ビジネス生態系では、(1) 相互に自らの所有権の一部を制限して共同利用を促す（特許プール、ジョイント・ベンチャー、基本技術に関する情報開示など）、(2) 短期的な利潤追求のみに終始するのではなく、長期的視点に立った協働関係を構築する（ベンチャー・キャピタルによる起業支援など）など、双方ともに利益を得られるように支え合う要素がある。先述のように、ビジネス生態系は、核となる企業を中心に形成される傾向がみられるけれども、本来「支配—従属」という関係で成り立つものではない。むしろ、理想的なビジネス生態系は民主的であって、社会の中で助け合いが広がるように、相互補完関係にあるものどうしが事業活動に必要な要素を相互に提供し合い、支え合って形成されるものであろう¹⁸。それゆ

相互作用により、将来の事業活動の場、新事業創成期における活動の場や機会を提供する、(3) 技術の互換性を保持したり、互恵的なかわりの中で技術が発展経路を絞り込むことで不確実性によるリスクを軽減し、継続的な革新を可能にする、(4) 業界標準の確立など当該事業分野発展のための協働（協調的アプローチ）の場となるという。Moore(2006), pp.52-74.

¹⁷ Moore(2006), p.54.

¹⁸ Moore(2006), p.55.

えに、参加者の自由な事業活動を支える場となっているのである。まさに、(競争原理とは別の原理も含んだ) 協働が競争の機会を与えているといえよう。

3. 政府の役割

このように、市場経済では、個々の市場参加者が自己の利益を追求して相互に競い合う一方で、補完的關係にある企業間では相互に協力し支え合いながら、事業活動の機会を広げる営みが行われている。自発的な意思決定には、競争原理によるものも協調原理に基づくものも含まれるけれども、自由な経済には、これらが相俟って資源配分に伴う問題を解決する力が備わっているといえよう。とはいえ、現実には、個々の自発的意思決定や経済活動が公共の利益に合う形で調整されないケースも存在する。政府の役割を大別すれば、さしづめ、(1) 市場経済の特長を活かすように、個々の市場参加者の経済的自由・権利を保障する制度を築くとともに、(2) 自発的意思決定が「公共の利益」に結びつくように制度を整えること、さらに、(3) 民間の自由な意思決定では解決できない「市場の失敗」に対処すること、となる。本節では、前二者に関わる問題 — 自発的意思決定を通じて相互調整がなされる制度の形成 — を念頭において、競争政策とのかかわりで、独占問題に対する政策の方向性について考察しよう。

3-1 競争促進のための分析視点

前節で述べたように、個人の自由な意思決定は「自らの所有権を合理的に行使する」ゆえに、「財産の効率的な処分・利用」につながる。とはいえ、その結果が、常に公共の利益につながるとは限らない。

たとえば、カルテルなど競争そのものを制限・排除する協調行為が公共の利益に反することはいうまでもない。企業間の競い合い、需要サイドと供給サイドが拮抗する状況が、私益の追求をして公益へと向かわせるうえで重要な要因であることを想起すると、自らの地位や利益確保のために競争そのものを排除する行動は阻止されねばならない。

そして、「競い合いの重要性」は、協調原理や一種の利他心を背景に形成されるビジネス生態系においても同様に認められる。2-3節でとりあげたように、「出口が狭い場」での競争 — たとえば、ネットワーク外部性や規模の経済性を伴う市場、複数の規格の存在が消費者の選択に際して多大のリスク・コストを課し、消費者利益を損なうケースなど — については、業界標準の成立やそのための企業間調整には、公益に照らしても合理性がある。しかしながら、そのネットワークが業界標準の地位にある独占的大企業や業界標準の形成に携わった企業により支配され閉ざされたものであるならば、競争の場となり事業活動の機会を開く「公共財」たるビジネス生態系としては、理想から程遠いものといわざるを得ない。このような場合には、「競争の場」を開くことが競争政策上の課題となる。また、「範囲の経済性」を追求して形成されるビジネス生態系の場合でも、競争原理が働かなければ、消費者利益に適った形での進歩・発展という点で十分な成果を期待しがたいかもしれない。

Moore(2006)では、ビジネス生態系内・外での競争を促進すべきという認識に基づいて、

競争政策においては、(1) ビジネス生態系の「場」における権力とその濫用（既存の構成企業が新技術の導入・浸透を阻止していないか）、(2) ビジネス生態系の主導者の権力の濫用（支配的地位を濫用して外部からの競争を阻止し革新的投資を遅らせていないか）、(3) 隣接市場やニッチに対する権力とその濫用（業界標準である技術などボトルネックへのアクセスを阻止していないか）という分析視点の重要性を指摘している¹⁹。ビジネス生態系は、社会の中での慣習の成立が「顕著性」によるのと同様に、核となる企業を中心に形成される傾向にあるけれども、支配的企業の所有権・知的財産権の行使と、「競争の場」を生み出す他者との相互調整とをいかにバランスするかが競争的環境を形成・維持するうえでの1つの検討課題となるといえよう。また、業界標準の確立が合理性をもつ場合、複数の競合企業が事前調整するケースもあるが、標準確立のための相互調整が補完財市場での協調行為の温床とならぬよう注視することが肝要であろう。

3-2 独占問題に関する考察

そこで、ここでは、ビジネス生態系の視点から、独占問題と競争政策の方向性について考察したい。

すでに述べたように、ビジネス生態系は基本的には相互補完関係にある企業どうしが事業活動に必要な要素をともに活かすべく相互に調整しつつ形成されるものである。その形成過程では、取引費用や外部性、不確実性から生じる諸問題に対処するために協調原理に基づく意思決定もなされるが、事業活動の機会を広げる効果に注目すれば、競争促進的な場とみてよい。したがって、支配的企業の存在がただちに競争制限的で公益に反するとはいえない。たとえば、ネットワーク外部性ゆえに補完財市場の裾野が広く、その拡大が自社に大きな利益をもたらす場合や、二次市場（補完財市場）での革新がプラットフォームとなる財の価値を増大させる可能性がある場合には、ライセンス契約を積極的に進め「仲間集め」を行ったり、ときにはアクセス・フリーを自ら決定するなど、自発的に他者にとっても事業機会を得られるような意思決定をすると考えられる²⁰。

競争的環境の形成・維持の視点で問題となるのは、ビジネス生態系を構成する企業、とりわけ支配的企業が、排他的・競争制限的な行動により、ネットワークを閉鎖的にする場合にほかならない。たとえば、ボトルネックとなる設備や技術・情報を所有することで強固な独占的地位を築いた企業が、他企業に対しボトルネックとなる財へのアクセスを拒否（もしくは制限）したり、その地位を梃に隣接する市場を独占するケースが競争政策上問題となるであろう。もっとも、所有権・知的財産権を保障する制度の下では、独占的大企業についても取引を拒絶する自由、補完財との抱き合わせの合理性を認めるべき側面もあり、その権利行使をいかに評価するかが、政策上の争点となってきた経緯がある。

この点について、最近のアメリカ反トラスト政策では、独占的大企業の行動に対して寛大に評価する傾向がみられる。たとえば、司法省反トラスト局が2008年に公表した報告書

¹⁹ Moore(2006), pp.68-70.

²⁰ たとえば、Dickson(2007), pp.81-84

では、独占的大企業による一方的取引拒絶について、その意思決定を尊重すべきであって、厳格な規制は控えるべきだという見解が示されている²¹。この背景には、独占的大企業に対して他者との取引を命じる措置は、(1) 独占企業の革新へのインセンティブはもとより、ただ乗りの助長によりライバル企業の投資や革新をも減退させる可能性があり、(2) 他社との取引の強要は共謀を促進することにもなりかねず、さらに、(3) 仮に独占企業に設備や技術の開放を命じる場合、政策当局は適切なアクセス料や取引内容を決定しなければならない、などさまざまな問題を伴うため、政策コストを考慮すれば、自由な取引にゆだねる方が良好な成果につながるという考えがある。

また、知的財産権と市場支配力の問題についても、知的財産権そのものは市場支配力の存在を立証する根拠とはならないとする立場が明示されており、その行使についても知的財産権者の権利を尊重する傾向がみられる。たとえば、*Illinois Tool Works* 事件²²では、特許権の対象となるバーコード用プリンターヘッドとその補完財（特許を伴わないインク）の抱き合わせが補完財市場での独占にあたるかが争点になったが、特許の存在ゆえに市場支配力を推定する行き方を否定し、他の事件と同様の手続きをもって補完財市場での市場支配力の存在を立証すべきと指摘された。

所有権・知的財産権の保障は当然のこととはいえ、ネットワーク内部もしくはネットワーク間で競争原理が十分に作用していない状況下で、市場の調整に委ねる行き方には、異論もある。たとえば、DOJ（2008）において、独占企業による取引拒絶を容認する点については、独占企業の支配力や市場閉鎖の可能性について楽観的にすぎ、特許技術が独占力を与えている場合には、シャーマン法 2 条違反になりうるとの指摘もある²³。また、知的財産権そのものが独占力を示すものではないとしても、(1) 特許権者が特許を自らの生産・販売活動のためではなく、主としてライセンス料獲得のために排他的に利用する場合や (2) ビジネス・モデル特許については、ライバル企業の事業活動、当該分野への参入を阻止する手段となるという見解もある²⁴。さらに、現実のケースとの関連では、マイクロソフト事件において、競争の機会を確保するために、基本設計情報の開示が争点とされているが、このことから当事者の自発的意思決定のみに基づいて、競争の機会を与える場の形成が常に保障されるとの見方には現実性に疑問が残る。

業界標準の確立やボトルネックとなる資産や技術の存在そのものには合理性があるとはいえ、ボトルネックの所有者と利用者間に拮抗力が十分に作用していない場合や、排他的・競争制限的な行動により、ネットワークが閉ざされている場合には、相互補完関係にある企業どうしの営みの中で事業活動の機会を広げ競争原理を活かすシステムたるビジネス生態系へと導くような措置が必要であろう。たとえば、支配的企業をして競争の機会を広げる意思決定を促すには、排他的行動や抱き合わせなどによる隣接市場への市場支配力

²¹ DOJ(2008),Chap.7.

²² *Illinois Tool Works, Inc. v. Independent Ink, Inc.*,547U.S.28(2006).Kobayashi(2008); Nalebuff (2008) を参照.

²³ Harbour, Leibowits and Rosch(2008).

²⁴ Peritz(2008), p.174.

の行使については厳正に対処する政策路線が求められる²⁵。さらに、ボトルネックとなる資産や知的財産の占有が競争制限的に作用している場合には、(1) 権利行使が他者の事業活動や新しい技術開発の妨げになっていないかを精査し、是正措置を講じたり、(2) 場合によってはボトルネックの所有とその利用、あるいは補完財部門をアンバンドルすることで、バランスの取れた相互補完関係を再構築することも競争的環境を形成するための政策の 1 つと考えられる。

4. 結 語

本稿では、市場経済に内在する相互調整のメカニズムについて考察し、とくに競争原理と協調原理をあわせもつビジネス生態系に注目して、独占問題と競争政策の役割について検討を試みた。すでに指摘したように、人間には誰しも競争を志向する側面と強調を求める側面があり、経済・社会の制度もまたこれらの要素をうまく活かしながら成り立っている。経済の領域において、専ら協調原理のみに基づく行動（たとえば、競争を排除して当事者の利潤最大化を目指すカルテルなどの協調行為）が公益の増進を阻害することはいうまでもないが、競争原理のみに基づく制度の下でも、競争の機会を常に十分に保障できるとはいえない。最近では、自由放任的な状況下で専ら市場原理のみを強調する行き方が種々ゆがみを生じることを指摘する傾向も顕著にみられる。とはいえ、競争原理（「競い合い」の要素）こそが、個々の自発的意思決定をして公益へと導く相互調整の役割を担っており、経済の進歩・効率化という点で豊かさを実現する原動力となることを想起すれば、経済が直面する問題について、単に競争の排除によって解決を目指すのではなく、事業活動の機会を開き、自由で公正な競争の場の形成・維持という視点が重要であろう。ビジネス生態系はまさにその役割を担うものであり、そのメカニズムを健全に維持できる環境を整えることが 1 つの政府の役割であることを指摘して、結びに代えたい。

【参考文献】

- [1] Coase, R.H.(1988), *The Firm, the Market, and the Law*, Chicago: The University of Chicago Press [宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 (1992) 『企業・市場・法』東洋経済新報社] .
- [2] Department of Justice(2008), *Competition and Monopoly: Single-Firm Conduct Under Section 2 of the Sherman Act*. <<http://www.usdoj.gov/atr/public/reports/236681.pdf>>
- [3] Dickson, K.(2007), “Evolutionary Theories of Competition and Aftermarket Antitrust Law,” *The Antitrust Bulletin*, Vol.52, pp.73-93.
- [4] Dopfer, K. ed(2005), *The Evolutionary Foundation of Economics*, UK: Cambridge

²⁵ この点に関連して、Peritz(2008) では、知的財産権は市場支配力とならないという見解に問題があると指摘し、*Illinois Tool Works* 事件判決は反トラスト政策を緩和路線に導くものと批判的に評価している。

University Press.

- [5] Gray, J.(1986), *Liberalism*, Open Univ. press [藤原保信・輪島達郎訳 (1991)『自由主義』昭和堂] .
- [6] Gundlach,G.T.(2006), “Complexity Science and Antitrust?,” *The Antitrust Bulletin*, Vol.51, pp.17-30.
- [7] Gundlach, G.T.(2007), “Aftermarkets, Systems, and Antitrust: a Primer,” *The Antitrust Bulletin*, Vol.52, pp.17-29.
- [8] Harbour, Leibowits and Rosch(2008), “Statement of Commissioners Harbour, Leibowits and Rosch on the Issuance of the Section2 Report by the Department of Justice” <<http://www.ftc.gov/os/2008/09/080908section2stmt.pdf>>
- [9] Hayek, F.A.v.(1949), *Individualism and Economic Order*, London: Routledge & Kegan Paul Ltd. [嘉治元郎・嘉治佐代訳 (1990)『個人主義と経済秩序』春秋社] .
- [10] Kobayashi, B.H.(2008), “Spilled Ink or Economic Progress? The Supreme Court’s Decision in *Illinois Tool Works v. Independent Ink*,” *The Antitrust Bulletin*, Vol.53,pp.5-33.
- [11] Medema, S.G., ed.(1995), *The Legacy of Ronald Coase in Economic Analysis*, Vol. II , GBR: Edward Elgaw Publishing Company Ltd.
- [12] Moore, J.F.(2006), “Business Ecosystems and the View of the Firm,” *The Antitrust Bulletin*, Vol.51, pp.31-75.
- [13] Peritz, R.J.R.(2008), “The Roberts Court after Two Years: Antitrust, Intellectual Property Rights, and Competition Policy,” *The Antitrust Bulletin*, Vol.53, pp.153-178.
- [14]進化経済学会編 (2006)『進化経済学ハンドブック』共立出版。
- [15] Simon, H.A.(2005), “Dawinism, Altruism and Economics,” in Dopfer ed.(2005), *The Evolutionary Foundation of Economics*, Cambridge Univ. Press: UK, Chap.4.
- [16] Sugden,R.(2004), *The Economics of Rights, Co-operation and Welfare*, 2nd ed., Palgrave Macmillan [友野典男訳 (2008)『慣習と秩序の経済学』日本評論社] .
- [17] Posner, R.A.(2001), *Antitrust Law*, 2nd ed., Chicago: The University of Chicago Press.
- [18] Williamson,O.E.(1975), *Market and Hierarchies*, New York: Free Press.